

書記官
6年1月24日 10時32分

令和6年1月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

口頭弁論終結日 令和5年10月25日

判 決

5

[Redacted]

原 告

[Redacted]

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

国

同代表者法務大臣

小 泉 龍 司

10

同 指 定 代 理 人

別紙1「指定代理人目録」記載のとおり

主

文

- 1 本件訴えのうち、別紙2「訴え却下部分目録」記載の訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

20

1 警察庁は、物件事務処理要領において、事故原因を明らかにして、事故原因を物件事務報告書に記載するようにすること及び当事者相互に被害を確認させるようにすることをそれぞれ定めること並びに物件事務処理要領における「簡記」を削除するか、「簡記」の程度や記載内容について必要な補足をすることをせよ（この請求に係る訴えを以下「本件義務付けの訴え①」という。）。

25

2 警察庁は、物件事務報告書の事故類型について、右折時衝突及び左折時衝突を加えるなどの見直しを行い個々の定義を公表すること、又は物件事務報告書の事故類型に関する記述を削除せよ（この請求に係る訴えを以下「本件義務付けの訴え②」といい、本件義務付けの訴え①と併せて以下「本件各義務付けの

訴え」という。)

- 3 被告は、原告に対し、 万円及びこれに対する平成30年10月23日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 原告は、平成30年10月23日、自転車を運転していたところ、訴外男性(以下「相手方」という。)が運転する普通乗用自動車(以下「本件自動車」という。)と接触した(以下「本件事故」という。)。そして、本件事故の現場に臨場した千葉県警察 警察署(以下「 署」という。)の警察官は、本件事故に係る物件事故報告書(甲5。以下「本件報告書」という。)を作成した。

本件は、原告が、本件報告書の記載内容等に誤りがあったにもかかわらず、相手方との間の民事裁判において本件報告書の記載内容を前提とした判断を受けたとして、警察庁は物件事故報告書の作成に係る基準である「物件事故処理要領について」(甲9。以下「本件要領」という。)の規定内容自体を変更等すべきであるなどと主張して、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条6項1号に基づく義務付けの訴えとして、本件各義務付けの訴えを提起するとともに、 署の警察官等や相手方が契約する保険会社の担当者の言動等により、原告が精神的損害を被ったとして、警察庁所属の警察庁長官等の公務員及び保険会社を監督する金融庁所属の公務員による権限の不行使が「違法」(国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項)であると主張して、同項に基づき、被告に対し、慰謝料 万円及びこれに対する平成30年10月23日(本件事故の日)から支払済みまで民法(ただし、平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案と解される。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

- (1) 原告は、平成30年10月23日午後5時44分頃、千葉県

先路上を自転車で走行中、相手方が運転する本件自動車と接触（本件事故）した（甲1、5）。なお、相手方には聴覚障害があり、発声による会話をすることができず、他者との意思疎通の方法は筆談又は手話であった（甲24(1)、弁論の全趣旨）。

(2) 本件事故の現場に臨場した 署の警察官は、本件報告書を作成した。本件報告書の「事故類型」欄では「出会い頭衝突」欄に「○」印が付されており、「事故発生概況」欄には「第一当（注：相手方）は出会い頭、第二当（注：原告）に衝突したもの。」と記載されている。（甲5、弁論の全趣旨）

(3) 原告及び相手方を当事者とする本件事故に係る民事訴訟（

以下これらをまとめて「別件訴訟」という。）において、本件報告書が証拠として提出された（弁論の全趣旨）。

3 争点及びこれに関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)（本件各義務付けの訴えの適法性）について

【原告の主張の要旨】

本件各義務付けの訴えは、いずれも適法である。

【被告の主張の要旨】

本件各義務付けの訴えは、いずれも処分性、原告適格及び救済の必要性（行訴法37条の2第1項）の要件を欠き、不適法である。

(2) 争点(2)（本件各義務付けの訴えの本案要件充足性）について

【原告の主張の要旨】

警察庁には、警察法2条に基づき、本件要領及びその別記様式である物件事故報告書の記載内容を見直したり、事故類型に関する定義を公表したりすべき法令上の義務がある。

（これに対し、被告は、本件各義務付けの訴えについて、本案の答弁をしていない。）

(3) 争点(3) (国賠法 1 条 1 項の要件充足性) について

【原告の主張の要旨】

ア 本件事故の処理を担当した[]署の警察官は、本件報告書に誤った記載をしたばかりか、相手方が契約する損害保険会社である[](以下「[]」という。)に加担し、職務犯罪を繰り返した。

警察庁長官は、各道府県警察本部を指揮監督すべき職務上の義務があるにもかかわらず、これを怠ったことにより、上記のような[]署警察官の違法・不当な行為が行われ、原告は多大な精神的損害を被った。

イ 警察庁所属の公務員は、物件事故の原因を明らかにして物件事故報告書に記載すること、物件事故の当事者双方に被害を確認させること及び物件事故報告書に当該原因を記載すること等を本件要領において規定し、かつ、物件事故報告書の事故類型の定義を記載又は公表すべき職務上の注意義務があるにもかかわらず、これを怠った。その結果、原告は、本件要領に基づき本件事故の当事者に被害の程度を確認することもなく作成された、内容に誤りのある本件報告書の記載内容を前提に、相手方との間の長期間にわたる別件訴訟において不利な判断を受け、多大な精神的損害を被った。

ウ 金融庁の職員は、原告に対して不当な請求をした[]に対して適切な指導監督をし、かつ、原告からの苦情を受けて適切な対応をとるべき職務上の注意義務があるにもかかわらず、これを怠った。これにより、原告は多大な精神的損害を被った。

エ 原告に生じた精神的損害は、金銭的に評価して[]万円を下らない。

【被告の主張の要旨】

ア 原告は、警察庁又は金融庁所属のいかなる公務員のいかなる不作為について、どのような注意義務違反により国賠法上の違法に当たるか、何ら具体的に主張・立証していない。

イ また、警察庁長官による都道府県警察に対する指揮監督権限は公益目的

に基づくものであり、当該権限の行使により受ける国民の利益は反射的利益にすぎないから、当該権限の不行使により原告の国賠法上保護されるべき利益が侵害されたということにはならない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件各義務付けの訴えはいずれも不適法であり、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求には理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 争点(1) (本件各義務付けの訴えの適法性) について

事案に鑑み、本件各義務付けの訴えに係る処分性の有無についてまず判断する。

(1) 判断の枠組み

一件記録によれば、前記第2の1のとおり、本件各義務付けの訴えに係る請求は、行訴法3条6項1号が規定する義務付けの訴えとして提起されたものと認められるところ、義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟であり、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟（抗告訴訟）の一類型であるから、その対象は、行訴法3条2項に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（同条3項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下「行政処分」という。）に該当する行為、すなわち、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものでなければならないと解される（最高裁昭和28年（オ）第1362号同30年2月24日第一小法廷判決・民集9巻2号217頁、最高裁昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。

(2) 検討

ア 本件要領及び物件事務報告書について（甲5、9）

(ア) 本件要領

本件要領は、警察庁交通局交通指導課長及び同局高速道路課長並びに警察庁保安部外勤課長（この3名を併せて以下「本件各課長」という。）が平成4年2月14日付けで警視庁交通部長や各道府県警察本部長らに対して送付した、警察官が認知した交通事故が物件事故である場合の処理に係る事務的事項を定めた書面である。

本件要領においては、物件事故の記録に際しては、本件要領の別記様式である物件事故報告書を作成することとされており、物件事故報告書の備考欄に、衝突地点及び事故概要をメモ程度に簡記することとされている（本件要領4(1)）。

(イ) 物件事故報告書の形式

物件事故報告書には、物件事故の発生日時、発生場所及び当事者等に関する記載欄とともに、不動文字で記載された複数の事故類型のうち、該当する事故類型に「○」印をつけて選択する「事故類型」欄や、「備考欄」ないし「事故発生概況」欄等の自由記載欄がある。また、物件事故報告書の上部には、「署長」までの決裁印欄が設けられている。

イ(ア) 前記ア(ア)のとおり、本件要領は、本件各課長が警視庁交通部長や各道府県警察本部長らに対して送付した、行政機関における取扱いの指針について記載したものにとすぎず、本件要領の作成又は発出により、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。そうすると、本件要領の作成又は発出は、行政処分に当たらないから、本件要領の記載内容の変更も行政処分に当たらない。

イ(イ) また、物件事故報告書の様式は前記イ(イ)のとおりであって、これは、物件事故に係る報告を受理した警察官が作成し、所属する警察署の署長に対して報告するために用いられる書面であると認められる。そうすると、本件要領の別記様式としての物件事故報告書の作成又は発出により、

直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

そうすると、物件事務報告書の作成又は発出は、行政処分に当たらないから、その様式の変更についても行政処分に当たらない。

5 (ウ) そして、物件事務報告書の事故類型に係る定義の公表についても、公表自体により直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではないから、行政処分に当たらない。

ウ したがって、本件各義務付けの訴えは、いずれも行政処分を対象としないものである。

10 エ 原告は、本件要領に基づき本件報告書が作成され、これが別件訴訟の証拠となったことにより損害賠償額が確定されたのであるから、本件要領及び物件事務報告書の記載内容の変更並びに物件事務報告書の事故類型の定義の公表は行政処分に当たる旨主張しているものと解される。

15 しかしながら、原告の主張は、本件報告書が裁判（別件訴訟）における証拠となったということを指摘するものにすぎず、これをもって、原告が義務付けを求める対象が行政処分に当たるとは認められない。

(3) 小括

よって、その他の訴訟要件について検討するまでもなく、本件各義務付けの訴えは、いずれも行訴法3条6項1号の義務付けの訴えの要件を欠き、不適法である。

20 2. 争点(3) (国賠法1条1項の要件充足性) について

(1) 判断の枠組み

25 ア 国賠法1条1項の「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい、当該公務員が、個別の国民との関係で職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁

昭和53年(オ)第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成元年(オ)第930号、第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照)。

イ また、国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を
5 定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下
において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと
認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、
国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である(最高裁
10 昭和61年(オ)第1152号平成元年11月24日第二小法廷判決・民
集43巻10号1169頁、最高裁平成元年(オ)第1260号同7年6
月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁参照)。

(2) 検討

ア 警察庁所属の公務員の職務上の注意義務違反を主張する点について

(ア) 警察庁所属の公務員の職務行為の違法性に関する原告の主張は判然
15 としないものの、要旨、①警察庁長官が、聴覚障害者の運転免許証の取
得時及び更新時に、交通事故時の意思疎通に関する技能試験を課したり、
交通事故時に筆談で意思疎通できるよう筆記具等の携帯を義務付けたり
すべき職務上の注意義務があったにもかかわらず、同義務に違反した、
②警察庁長官が、本件事故の捜査等を担当した■■■■署の警察官が不十
20 分な捜査や職務犯罪を行ったことについて、千葉県警察本部を適切に指
導及び監督すべき職務上の注意義務があったにもかかわらず、同義務に
違反した、③本件各課長が、本件要領に適切な事故類型等を記載すべき
こと等の職務上の注意義務があったにもかかわらず、同義務に違反した
ことなどが、国賠法上違法であるなどと主張するものと解される。

25 しかしながら、前記①から③の点について、警察庁長官又は本件各課
長が原告に対して個別に職務上通常尽くすべき義務を負っているとは認

められないし、同人らの有する権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認めるに足りる主張及び証拠もない。

また、前記②の点について、警察庁長官は、警察庁の所掌事務（警察法17条）について、都道府県警察を指揮監督することとされているものの（警察法16条2項）、警察法を通覧しても、通常の刑事事件について警視庁若しくは道府県警察本部又は個別の警察官に対して指揮監督を行うことができる旨の定めは見当たらず（乙3参照）、警察庁長官の上記権限は、専ら公益目的のために警察法により与えられた権限であると解されるのであって、同権限の不行使によって原告の法律上保護された権利利益が侵害される関係にはないといわざるを得ない。

さらに、前記③の点について、原告の主張を前提としても、本件各課長が発出した本件要領及びその別記様式である物件事故報告書に不備があるとは認められないから、本件各課長が職務上の注意義務に違反したとは認められない。

(イ) このほか、本件全証拠を精査しても、警察庁長官又は本件各課長が職務上の注意義務に違反したとは認められない。

(ウ) したがって、警察庁所属の公務員による権限の不行使等に国賠法1条1項の違法が認められる旨の原告の主張は、いずれも採用することができない。

イ 金融庁所属の公務員の職務上の注意義務違反を主張する点について

(ア) 原告は、①金融庁監督局保険部損害保険・少額短期保険監督室（以下「監督室」という。）職員が■■■■を行政指導しなかったことは、消費者の利益の擁護及び増進を図るべき職務上の注意義務に違反したものである、②原告が金融行政モニター受付窓口（以下「モニター」という。）に対して■■■■に関する苦情を申し入れ、モニターが金融庁幹部に対して原告の苦情を伝えたにもかかわらず、金融庁は■■■■を行政指導する等

の対応を取らず、当該対応を行うべき職務上の注意義務に違反したため違法であるなどと主張する。

しかしながら、前記①及び②の点について、保険会社等の監督業務を所管する金融庁所属の公務員が原告に対して個別に職務上通常尽くすべき義務を負っているとは認められないし、同公務員の有する権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認めるに足りる主張及び証拠もない。

また、前記①の点について、本件訴訟の全ての証拠を検討しても、原告が主張するような■■■■による原告に対する不法行為を認めることはできないから、原告の主張は、その前提を欠くものである。

また、前記②の点についても、金融庁所属の公務員が、原告による■■■■に対する苦情を受けて、直ちに行政指導等の対応をしなかったことが、著しく合理性を欠くと認めるに足りる主張及び証拠はない。

(イ) このほか、本件全証拠を精査しても、金融庁所属の公務員が職務上の注意義務に違反したとは認められない。

(ウ) したがって、金融庁所属の公務員による権限の不行使等に国賠法1条1項の違法が認められる旨の原告の主張は、いずれも採用することができない。

ウ 原告は、そのほかにもるる主張するが、いずれも裏付けを欠き、採用することができない。

(3) 小括

よって、警察庁又は金融庁所属の公務員の行為に国賠法上の違法性は認められないから、その余の点について判断するまでもなく、同法1条1項に基づく損害賠償請求には理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告の訴えのうち、本件各義務付けの訴えは不適法であるか

らいずれも却下することとし、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

篠田賢治 

5

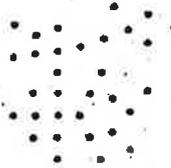
裁判官

依田吉人 

10

裁判官

佐々木健詞 



(別紙1)

指定代理人目録

[Redacted]

[Redacted]

5

以上



(別紙2)

訴え却下部分目録

- 1 警察庁に対し、物件事故処理要領において、事故原因を明らかにして、事故原因を物件事故報告書に記載するようにすること及び当事者相互に被害を確認させるようにすること並びに物件事故処理要領における「簡記」を削除するか、「簡記」の程度や記載内容について必要な補足をすることの各義務付けを求める訴え
- 2 警察庁に対し、物件事故報告書の事故類型について、右折時衝突及び左折時衝突を加えるなどの見直しを行い、個々の定義を公表すること、又は物件事故報告書の事故類型に関する記述を削除することの義務付けを求める訴え

以上

これは正本である。

令和6年1月24日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 西林崇之

